

2018年6月定例会(6月28日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○副議長(望月俊明君) 次に、松谷 清君。

〔23番松谷 清君登壇〕

○23番(松谷 清君) 通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法と静岡市の基本計画についてお伺いいたします。

4月10日の遺書とも言えるいじめ被害児の文面を写真にした千代田小学校いじめ問題の静岡新聞報道、お手元資料でございます、は衝撃的でありました。今回の千代田小学校のいじめ問題は、昨年11月30日のいじめ相談、12月1日アンケート調査、12月20日保護者会、ある意味迅速に解決していったはずの問題が重大事態案件であったという点に深刻さがあります。

2013年に制定されたいじめ防止対策推進法は、いじめを受けた子供の心身への深い傷に寄り添い、いじめた側がいじめを受けた子供の傷ついた気持ちを理解するとともに、いじめを受けた子供も相手に自分の気持ちを伝えることができる、そして、子供同士学校でその後も関係を続けられる、学校の信頼が回復される、こうした解決が求められておりました。

今回のいじめ問題は市長部局の再調査委員会に委ねられておりますので、事実関係については避けながら、教育委員会の制度的な対応について質疑を行っていきたいと考えます。

文部科学省は、2017年3月に法の趣旨の徹底のために、いじめの重大事態に対する調査に関するガイドラインを制定し、静岡市も2017年7月に、いじめ防止等のための基本方針を改定しました。

どのようないじめを重大事態というのか、静岡市ではこれまで重大事態はどの程度起きていてどのような特徴があるのか、教育長はいじめの重大事態をどう捉えているのか、伺います。

5月15日の特別調査委員会の調査中止決定を受け、教育長は5月22日、今後こういったことがないように対応を検証していく必要があるとコメントしました。どのように検証していくのか、伺います。

そして、市長は教育委員会いじめ防止特別調査委員会の答申を受け、静岡県内で初めての再調査を開始しました。再調査に至るまでの経過をどのように受けとめ、これからの調査をどのように進めていくのか、考えを伺いたいと思います。

次に、沼上清掃工場の長寿命化と市民リユースの意識についてお伺いします。

静岡市は、今年度、沼上清掃工場の大規模改修に向け、基幹的設備改良計画策定業務委託事業1,800万円を予算化し、先日入札を終えたとのことですが。

そこでまず、ごみ減量、人口減少の中、スケールダウンによる新炉建設でなく、現焼却施設の大規模改修に至った経過について伺います。

市民のごみ減量への取り組みやリユースなど4R意識の醸成は、焼却炉の長寿命化に大きな役割を果たします。長寿命化について市民参加型意見聴取はどのように行ったのか、そして結果はどうであったか、伺いたいと思います。

○教育長(池谷眞樹君) いじめ防止対策推進法と静岡市の基本方針についての御質問にお答えいたします。

まず、どのようないじめを重大事態というのかについてですが、重大事態とは、いじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号と第2号に定義されています。

第1号は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときです。

第2号は、いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

静岡市ではこれまでに重大事態がどの程度起きて、どのような特徴があるのかについてですが、重大事態は過去3年間に、今回の重大事態を除き、静岡市立の小中学校で11件起きています。第1号に該当するのは2件、第2号に該当するのは9件です。いずれも学校による調査に基づき対応した結果、問題は解決しています。

次に、教育長はいじめの重大事態をどう捉えているのかについてですが、いじめの捉えについては、大石議員の質問に答弁させていただいたとおり、重大事態においては、静岡市としては学校による調査の段階から教育委員会も関与して調査するなど、早急な対応に努めています。

重大事態が起きたときに、今後こういいたことがないように対応を検証していく必要があると述べたことに対し、どのように検証していくのかとの御質問ですが、教育委員会としては、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに照らし合わせ、7月から静岡市いじめ防止特別調査委員会の進め方について振り返る会議を持つなどして課題を明らかにし、本年度中には対応の見直しを行ってまいります。

○子ども未来局長(石野弘康君) 再調査に至るまでの経過をどのように受けとめているのかについてですが、今回、いじめ防止特別調査委員会の調査が結果として被害児側の信頼を得ることができずに中止に至ったことは非常に残念であり、市長部局として大変重く受けとめております。

また、これからの調査をどのように進めていこうとしているのかについてですが、再調査は、市長からの諮問を受けた弁護士、学識経験者等の第三者で構成されるいじめ防止再調査委員会が実施します。

既に第1回目の委員会を本年6月1日に開催し、具体的な調査の実施に向けて現在取り組んでいるところでございます。この調査の目的は、事案の全容解明と再発防止を図ることであり、そして、最も大切なことは、対象となる児童全員が健やかで平穏な学校生活を送ることです。

そのためにも、いじめ防止再調査委員会には、被害児側との信頼関係を築きながら、公平、中立な立場でスピーディーかつ慎重に調査を進めていただきたいと思いますと考えております。

○環境局長(櫻井晴英君) 沼上清掃工場の大規模改修についての2点の質問にお答えをいたします。

最初に、沼上清掃工場の大規模改修に至った経過についてでございますが、一般的に清掃工場の稼働年数が25年と言われる中、本工場は、平成7年7月の稼働開始以降約23年が経過をしております。

本市では、平成22年3月策定の静岡市一般廃棄物処理基本計画において、25年度までに沼上清掃工場の再整備方針を決定する旨を定めました。これを受け、平成25年度までに新工場建設と大規模改修との比較検討を行い、27年3月策定の同基本計画を見直す中で、コスト面等で優位であった大規模改修を本市の方針として位置づけをしました。

次に、長寿命化に関する市民参加型意見聴取についてでございますが、平成27年3月に策定した静岡市一般廃棄物処理基本計画の見直しの際に、公募により選ばれた市民などで構成する静岡市清掃対策審議会で審議するとともに、パブリックコメントを通し市民の皆さんに意見を聞いております。なお、静岡市清掃対策審議会及びパブリックコメントのいずれにおいても、長寿命化に関しての意見はございませんでした。

〔23 番松谷 清君登壇〕

○23番(松谷 清君) ただいま教育長から重大事態及び検証について御答弁いただきました。

文科省のガイドラインに基づいて、今年度中にその検証の結論を出すということでもあります。検証する場合、重大事態において法と基本計画で定めた被害児・保護者への適切な情報提供がどう行われたか、これは1つの

大きな視点になります。

教育委員会は、今回の重大事態をどの段階で重大事態案件として認識されていたのか。さまざまな情報を類推しますと、自殺を考えて遺書の確認時点、不登校の始まった12月7日から30日ごろ、被害児・保護者代理人から調査の申し入れのあった2月13日、この3つのいずれかではないかと推測されます。文部科学省はいじめの重大事態の調査に関するガイドラインで、調査方針としての調査の目的、調査主体、調査時期、調査事項、調査方法、調査結果を被害児・保護者に適切に情報提供することを定めております。いつ被害児・保護者に調査方針を示したのか、お伺いしておきたいと思います。

別の角度から、この適切な情報提供がどうであったかについてもお伺いしたいわけでありますけれども、被害児・保護者代理人は、2月23日付で教育委員会への報告書についての個人情報開示を求める請求を行いました。この請求に対して、全部開示しないことを決定したとのことであります。非開示文書はどのようなもので、全部開示しない理由は何なのか。また、いじめ防止対策推進法の第28条第2項、被害児・保護者に対し調査にかかわる重大事態の事実関係等そのほかの必要な情報を適切に提供するものとするこの法の趣旨をどのように認識されていたのか、伺いたいわけであります。

さらに、これまでの重大事態において、重大事態に至ったケースは今回のケースを除いて11件であると、一応11件は解決しているということであります。過去の重大事態については調査委員会はどのように設置され、被害児・保護者への情報提供はどのように行ってきたのか、伺っておきたいと思います。

次に、沼上清掃工場の問題であります。

大規模改修に至る経過の答弁をいただきました。この基幹的設備改良計画策定業務委託の内容と、今後の進め方について伺っておきたいと思います。

また、現行の沼上清掃工場の200トン炉は3基あるわけですが、30年前のごみ質に合わせた燃焼温度で建設されているわけです。この間、プラスチックの割合が30年前が20.7%であったものが現在28.9%に増加しておりますので、燃焼温度は非常に上がるわけですが、現在のごみ質の変化に200トン炉は対応できるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

次に、生活用品活用バンク事業についてお伺いいたします。

田辺市長は、第3次総合計画に国連の持続可能な開発目標SDGsを取り入れると、国連推進会議において演説の機会もありました。このSDGsは今回の質問でもたくさん取り上げられて、あすもまた取り上げられるわけですが、そのSDGsの目標の12番目の持続可能な消費と生産のパターンを確保する観点からも、それから沼上清掃工場長寿命化にとっても、ごみの減量、リユース事業は非常に重要になるわけです。そのリユース事業としての生活用品活用バンク事業は、市が関与しなければならない重要な事業であります。ところが、SDGsを掲げる田辺市長の足もとで、150万円の生活用品バンク事業が廃止されていることがお手元の資料、ゴミゼロ市民ネットワークのチラシがありますけれども、そこによって明らかになりました。

そこでまず、過去10年間のこのバンク事業の利用実績の推移について伺います。

それから、これが事務事業評価において、この事業を廃止した評価の内容はどのようなものか。また、事務事業評価への対処はどうであったのかを伺って、2回目の質問を終わります。

○教育統括監(望月敬剛君) 私からは中項目、今回の重大事態についての2つの御質問とこれまでの重大事態についての1つの御質問についてお答えいたします。

まず、どの段階で重大事態案件として認識したのかについてですが、教育委員会は、従前から学校調査などで被害児の状況を承知し心配しており、いじめを受けた子供の欠席が長期に続いている段階で重大事態案件になると認識をいたしました。

また、文部科学省のガイドラインに記載されている調査方針を被害児・保護者にいつ示したのかですが、本年3月14日、保護者に調査方法の説明を行い、そのときに指摘があったことを踏まえ、調査方法を見直すことといたしました。

次に、被害児側からの個人情報開示請求について、非開示にした文書とその理由についてですが、本年2月、被害児代理人から小学校5年児のときに請求者が学校でいじめを受けたときの学校から教育委員会への報告の開示請求がありました。実施中の調査に影響を与えることを避けるため、関係の条例を踏まえて非開示といたしました。

また、被害児や保護者などに情報を共有しながら調査を進めていくという法の趣旨について、どのように認識していたのかについてですが、ガイドラインには被害児童生徒、保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは学校の設置者または学校の法律上の義務であると記載されております。このため、調査の実施に当たっては、先ほどお答えしたとおり、調査にかかわる情報を提供したり、相談をしたりしています。また、調査結果についても被害児側に説明しております。ただし、調査に影響を与えるおそれがある情報については提供できないと判断をいたしました。

続いて、今回の件以外のこれまでの重大事態についてお答えをいたします。

まず、いじめの調査委員会はどのように設置されたかですが、これまでの重大事態においては、まず、各学校の校内いじめ防止対策委員会が調査を行いました。重大事態発生時については、学校の調査を支援するため、市教育委員会からもサポートチームを派遣し、技術指導を行ってきました。また、必要に応じてカウンセラーの派遣も行ってきました。なお、第三者機関である静岡市いじめ防止特別調査委員会の調査に至ったケースは、今回の件までありませんでした。

次に、被害児・保護者への情報提供ですが、学校または教育委員会は、被害児童生徒及びその保護者に対して調査を尽くした後に、それによって明らかになった事実関係を説明してきました。その際、学校または教育委員会は、被害者のみならず加害側の児童も含めて、関係者のプライバシーに十分配慮しつついじめの全容を説明し、解決につなげていけるように情報提供を行ってきました。

○環境局長(櫻井晴英君) 沼上清掃工場の大規模改修についての2点の質問にお答えをいたします。

最初に、基幹的設備改良計画策定業務委託の内容についてでございますが、この業務は、長寿命化総合計画の作成及び大規模改修工事の仕様書等の作成を行うものでございます。

長寿命化総合計画は、清掃工場の保全と延命化を図るために策定するもので、具体的には、劣化診断等による改修対象設備の選定や作業スケジュールの作成を行うものでございます。今後は、平成31年2月までに基幹的設備改良計画を策定し、31年度以降、この計画に基づき大規模改修を進めていく予定でございます。

次に、ごみ質の変化への対応についてでございますが、沼上清掃工場の竣工当時と比べ、プラスチック類の増加などによりごみ質が変化し、ごみ発熱量が高くなっております。沼上清掃工場の焼却炉はこのごみ発熱量に十分対応できる設計となっており、現時点で問題なくごみの焼却ができております。今後の大規模改修においても同等の性能を確保してまいります。

○市民局長(豊後知里君) 生活用品活用バンク事業についてですが、この事業は、一般家庭で不用となった生活用品で再利用できるものや購入しても使用していないものなどを譲りたい人と譲ってほしい人がそれぞれ登録し、双方の希望が合致した場合に無料であつせんし、物資の有効利用などを図るものです。

過去10年間の市民の利用実績の推移は、多少の変動はありますが、平成21年度以降は登録件数、成立件数とも減少しております。具体的には、登録件数において平成21年度の譲りたいものが1,650件、譲って

ほしいものが2,901件に対して、29年度は譲りたいものが1,248件、譲ってほしいものが2,106件の状況です。また、物資の譲り渡ししが成立した件数は、21年度の1,215件に対して29年度は933件の状況にあります。

○総務局長(大長義之君) 事業廃止とした評価の内容についてですが、生活用品活用バンク事業に関しては、平成28年度に評価を行っております。その評価の概要は、生活用品活用バンクは、静岡市消費者協会に委託し、不用になった物品を譲りたい人と譲り受けたい人をマッチングさせる仲介業務を行っているが、現在、インターネットやリサイクルショップ等を活用したリユース事業が一般的であり、民間事業として成立している業務に行政が公費を投じ関与する特段の理由はないと考えられるため、当事業を廃止する必要があるというものであります。

○市民局長(豊後知里君) 事務事業評価への対処についてですが、民間事業として成立している業務に行政が公費を投じ関与する特段の理由はないとの2次評価を受け、生活用品のリユースは個人間のやりとりであり、事業を引き継ぐ意思のある民間団体に運営していただくことが望ましいと考えました。

そこで、当事業の移管先としては、長年の委託実績などから、静岡市消費者協会が最適だと判断し、協会の財政基盤の強化に向けた協議と移管の準備のため、当面は本市の事業として継続していくことといたしました。しかし、協議を続ける中で、平成29年10月に協会から、協会独自の事業として引き受けることは不可能である、また、バンクはよい事業だが、時代の変化とともに役割を終えているとの見解が示されました。

本市としては、40年近くの長きにわたり、当事業に取り組んできた協会が示したこの見解を重く受けとめ、平成29年度末をもって事業を廃止することとし、本年1月からホームページや広報しずおかなどを通じて、広く市民の皆様に周知いたしました。

なお、事業廃止に向けた検討の過程では、協会以外の団体への移管についても検討いたしましたが、協会のように幅広い品目を扱うことができる市内の団体を掘り起こすことはできませんでした。

〔23番松谷 清君登壇〕

○23番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

答弁では、ガイドラインに従って3月14日、調査方針を示したというふうに言っているわけなんですけど、しかしながら、現実には調査の中止の要請が行われてしまったと。そこには一体何があったんだろうかと。

教育委員会、学校が法律で定めた被害児の側に立って、保護者の側に立って、とにかく丁寧に説明をしなさいというのが法の趣旨なんですね。だけれども、現実になりましたよというような答弁があったけれども、なぜそれが、したことが現実には功を奏していないのかと。過去11件は一応結果としては解決しているけれども、今回解決しなかったと。そのことについて、きちんと見解も含めて答弁してほしいんですけども、もちろんただやったという答えだけが返ってきておまして、非常に残念であります。

この事態がやっぱり再調査委員会をやらざるを得ない状況になってきた原因になっているんじゃないかと、この答弁を聞いていて思いました。もうちょっと丁寧な答弁が返ってくるかと思ったけれども、これではちょっと問題が多過ぎますね。

3回目の質問ということなんですけれども、特に、個人情報開示請求を行われて、それがいじめ防止特別調査委員会条例第8条、公開請求があったら非開示することができるか書いてあるわけなんですけれども、法の解釈では、条例よりも法律のほうが上なんですね。しかし、残念ながら今の状態では、法律ではちゃんと示しなさいとなっているにもかかわらず、この特別調査委員会条例の第8条で非開示だよと言っているんですね。ここ

に重大な解釈の間違いがあるんですね。

一般的な第三者が個人情報開示を求めたら、これは非開示は当然だと私も思います。だけれども、被害児・保護者代理人が個人情報として請求しているんですね。ですので、これは明らかに教育委員会の条例解釈の間違いだと思うんですね。これは今、総務課のほうに個人情報の仕事に移っていますのでそちらにも確認しましたけれども、やはりこれは明らかに間違いなんですね。このことを正しく私は言ってほしかったけれども、答弁が出ていないから残念ですけれども、ただ、私はそこにやはり痛みがあったと思うんですね。

ですので、現実には、調査委員会が中止になった後にちゃんと文書をもって自主的に被害児・保護者に提供しているんですね。だからそこに私はなぜ提供したのかという点を自分たちの反省も含めてきちんと述べていただきたいと思います。

それから、これらの問題が今回の特別調査委員会の中止といいますか、被害児・保護者の不信感というものが生まれる原因になったのではないかと私は推察しますけれども、その点をどんなふうに現在考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

それから、さらにこうしたことを繰り返さないためには、被害児・保護者への情報提供は、これは法で定めているわけですから当然なんですから、重大事態案件という、過去に今回の件を含めて12件なんですから、いじめをなくしていくためには、一体どういいういじめが起きているかということをお私たちが市民というか、市民社会にきちんと教育委員会として示していく必要があると思うんですね。

横浜市では、例の福島の問題を含めたいじめがあつて、現在どういいういじめかということをおもちろんプライバシー情報だし、それから配慮しなければいけないことがいっぱいありますから、何を開示するかについても第三者委員会をつくっているんですね。1つの経験から、学校でどういいうことが起きているかということを知ってもらうことが現実的な解決につながっていく、そういう目標を横浜市は立てたわけですよ。ですので、その意味で、私は横浜市のような公表のガイドラインをつくることは考えられないのか、伺っておきたいと思います。

それから、過去の心の傷として癒やされぬまま上級生になっていく被害児もいると思うんですね。そうしたフォローはどうしているか。また、この基本方針においては、修復的な対話によりいじめ解決をどういいう形で位置づけているのか、伺っておきたいと思います。

それから、清掃工場の問題ですけれども、ごみ質が現在でも大丈夫だということなんですから、これはプラスチックのごみが増加しているということと、海洋プラスチック憲章で日本政府は署名しなかったことを含めて大きな課題ですので、今後また違う形で議論していきたいと思います。

この大規模改修の選択で、沼上の焼却方式と西ヶ谷の熔融方式が残ったわけですから、それぞれメリットはどのようなものか、伺っておきたいと思います。

それから、この2015年度の長寿命化計画によりますと、大規模改修が89億1,700万円、新炉は152億円ですが、今後20年間の維持経費などを含めると、大規模改修が161億円余、新炉188億円余ですので、私はこの業務委託で市民に納得のいく大規模改修の優位性をきちんと示していただきたいと思います。

環境省が全国にある20年以上、30年以上の焼却炉を新炉にかえた場合には、1,000億円以上かかると言われておりますので、アセットマネジメントの1つである施設の長寿命化の計画に対して……

○副議長(望月俊明君) あと1分です。

○23番(松谷 清君)(続) 財政的支援を打ち出しておりますが、どのように活用していくか、伺っておきたいと思つきます。

次に、リユースバンク事業ですけれども、平均して1,000件以上もの方の需要があるのに、一般民間事業者

団体ではこのバンク事業を担うことは難しい。だから市民局では2年間留保したわけですね。ところが、現実には廃止ということ、1年で廃止になっているんです。消費者協会以外にも働きかけたと言っているんですけども、現実に今、手元にあるチラシにありますように、必要だという市民団体はあるわけですから、本当にどのように働きかけたか、確認しておきたいと思います。

それから、清掃工場では子供衣類のリユース事業というのを環境公社に指定管理で委託しているわけなんですね。その意味におきまして、ものの大切さを伝えていくには、市の関与というのがやっぱり必要だというふうに思うので、その点で、民間で受け皿は可能というけれども、現実的に受けるところがなかったんですから……

○副議長(望月俊明君) 時間になりましたので、発言を終了してください。

○23番(松谷 清君)(続) 伺って質問を終わりたいと思います。

○教育統括監(望月敬剛君) これまでの重大事態についての4つの御質問にお答えをいたします。

1つ目の教育委員会特別調査委員会中止の後に、被害児・保護者に自主的に情報提供した理由についてですが、被害児側から以前に開示請求のあった保有個人情報、静岡市いじめ防止特別調査委員会の調査に影響を与えることを避けるため非開示としましたが、この調査が終了していたことや被害児側の思いに寄り添う対応が必要であることなどを総合的に判断し、情報提供を行いました。

2つ目のガイドラインに基づいた情報提供を行わなかったことが不信感の原因となったと推察されるが、どのように考えているのかですが、今回の調査に当たっては、結果として、被害児・保護者の信頼を得ることができなかったことについては反省すべき点とっております。今後はこのようなことがないように、御指摘の点も含めて検証していきたいと思っております。

また、横浜市と同じレベルのガイドラインを策定する考えはないかについてですが、調査結果の公表に関しては、被害児側の意向や公表が社会に与える影響など、さまざまな点を考慮して、個別に判断する事項だと考えております。御指摘の横浜市のガイドラインの趣旨である調査結果を再発防止へ生かすという点は大変重要であると考えており、本市としても、過去に起きた事例を再発防止につなげていくよう努めたいと思っております。

3つ目の被害児への継続的なフォローについてですが、被害児は現在、学校に登校しておりますが、教育委員会としては登校が継続できるよう注視しているところです。今後も被害児が安心して学校で生活し、豊かな人間関係を築いていけるように、学校においては教職員が温かく見守り、寄り添っていく対応を続けていきたいと考えております。

最後に、修復的対話によるいじめ解決についてですが、静岡市いじめ防止等のための基本方針においては、いじめへの適切な対処として、いじめを受けた子供への支援やいじめを行った子供への指導を位置づけています。ここでは、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるよう、また、いじめを行った子供が他人の痛みを理解できるよう指導することとしています。このことを踏まえて、各学校では、いじめ基本方針をもとに、子供に自分の体験や気持ちを語らせたり、これからどうするのかを話し合ったりすることで、いじめについて振り返りをさせています。

こうした対話を通じて、自分と異なる意見や立場を尊重するという気持ちを育て、子供が安心・安全に学校生活を送ることができるようにしていきます。

○環境局長(櫻井晴英君) 沼上清掃工場の大規模改修についての2点の御質問にお答えをいたします。

最初に、2つの清掃工場のそれぞれのごみ処理方式のメリットについてですが、まず、西ヶ谷清掃工場を採用

している溶融方式のメリットは、ごみを高温で溶かしてできた砂状の溶融スラグを土木資材などに有効利用することにより、埋め立て量を減らすことができることとございます。

一方、沼上清掃工場で採用している焼却方式のメリットは、ごみの持つエネルギーで燃焼し、燃料高騰など外的要因に左右されにくいこととございます。

今後もそれぞれのメリットを生かし、効率的かつ安定的なごみ処理を実施してまいります。

最後に、施設の長寿命化計画に対する環境省の財政的支援の活用についてでございますが、現在、同省では、沼上清掃工場の基幹改修などの廃棄物処理施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメントの効率的な実施を推進しております。その中で長寿命化とあわせて実施するCO2削減につながる事業に対し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金制度により、市町村等への財政的支援を行っております。

本市では、平成30年度に実施する基幹的設備改良計画策定業務委託と今後発注予定である基幹的設備改良工事において、この制度を最大限活用してまいりたいと考えております。

このことにより、今、本市が一丸となって取り組む持続可能な開発目標SDGsで掲げられた気候変動対策として温室効果ガスの削減を図り、SDGsの実現に結びつけていきたいと考えております。

○市民局長(豊後知里君) 生活用品活用バンク事業に関し、静岡市消費者協会以外の民間団体への働きかけの状況ですが、生活用品活用バンクの取り扱う品物は、家具、電化製品からベビー用品、楽器、日用雑貨など多岐にわたっております。市内でリユース活動等を行っている市民活動団体を中心に情報を収集し検討してまいりましたが、先ほどもお答えいたしましたとおり、幅広い品目を扱うバンク事業をみずからの事業として引き継ぐことが可能だと思われる団体を掘り起こすことはできませんでした。

生活用品活用バンク事業は廃止いたしました。今後、協会や環境局と連携し、消費生活に関する講座や消費生活展などを通して、引き続き市民の皆さんのリユース意識を高めるための啓発活動を行ってまいります。

○総務局長(大長義之君) 事業廃止の評価が誤りだったのではないかについてでございますが、平成28年度の評価は、生活用品活用バンク事業を民間に移管すべきという内容ではありませんでした。インターネットやリサイクルショップ等を活用したリユース事業が民間の事業として成立していることから、この事業を行政が行う特段の理由はないと考えられるため、廃止する必要があるとしたものであります。したがって、評価は妥当であると考えております。